

サービック第一事業所の 「ダイヤ改正変更」に対して申し入れる！

3月29日、J R 東海労新幹線関西地本は、サービック第一事業所において実施されている「ダイヤ改正変更（始終業時刻の変更）（時間延長）（公休指定パターン変更）」に対して申し入れを行いました。

臨時運転の運転が多い日（金・日曜日、多客期など）に、一部担務に時間延長（残業最大45分）が発生したり、公休パターンが変更され指定されなくなります。

社員から「残業は業務指示なのか？」「残業が出来ないときはどうするのか？」「公休が変更され指定されない日に用事がある時はどうするのか？」などの質問が出ています。しかし、会社の回答は不明確で不誠実なものになっています。

よって、地本は以下のように「時間延長（残業）」と「公休指定パターン変更」について申し入れを行いました。

第一事業所における「ダイヤ改正変更」に関する申し入れ

1. 時間延長は就業規則第35条による業務指示なのか。また、社員に就業規則第35条による業務指示についての説明をしていない理由を明らかにすること。
2. 就業規則第35条3「正当な理由がなければ、これを拒むことはできない」の正当な理由とは何か明らかにすること。また、正当な理由であることを誰がどのように判断するのか明らかにすること。
3. 時間延長となる社員に対して、時間延長が出来ることの同意を得ること。同意が得られない場合の代替え要員は、時間延長を希望する社員を募るなどして確保すること。
4. 第一事業所において、4月分の勤務指定表の発表が3月25日の昼過ぎまで遅れた理由を明らかにすること。
5. 出向社員の4月の勤務で、これまで指定がなかった1組と3組が指定している理由を明らかにすること。また、時間延長が発生する金曜日と日曜日に5組と6組を指定していない理由を明らかにすること。
6. 5月以降の公休基本パターンの発表時期などの取扱いを明らかにすること。

**早急に明確で誠実な回答をせよ！
残業は本人の同意を得て、強要はやめること！**